

医政メモ

Q&A

医師などの行政処分のあり方に関する検討会

近年、医療の質と安全に関する社会の関心が高まっており、これに対応して厚生労働省は医師の資質の向上対策の一つとして処分を受けた医師の再教育が必要とする観点から、「医師などの行政処分のあり方等に関する検討会」(座長=樋口範雄、東京大大学院教授)で処分類型の見直しを示した中間報告書(案)を提示した。

Q：処分類型の見直しとは

A：従来まで医業停止と免許取り消しの2つが医師(歯科医師)の処分類型であった。医業停止を伴わない「戒告」処分が新しく加わる予定である。「戒告」の具体的な内容はこれから明確な基準が定められる。

Q：戒告処分を受けると罰則があるのか。

A：従来からある医業停止処分と戒告処分は再教育が義務となり、再教育を拒む医師には医療法に罰則規定を設けて医業への関わりを制限することになる。また再教育を終了できなかった医師は医療機関の管理者になれなくなるなど罰則とは違う形の処遇が考えられている。

Q：従来まで医業停止処分は最長5年と定められていたがこの条項は変わらないのか。

A：医道審の了承事項として最長5年で運用

してきた医業停止期間の上限は変わることになりそうである。その理由は長期間の医業停止は技術的な支障になる可能性が高いため適正な医業停止期間の上限を3年とし、医師法に明記されることになりそうである。

Q：医師情報の公開は

A：意見が分かれていた情報の公開は氏名、性別、医籍登録年月日(国試合格の年月)までとし、医籍登録番号は偽医師を防止する観点から公開しない。

Q：処分歴の公開は

A：厚労省は同省のホームページ上で目的の氏名を入力すると検索機能が働き医師かどうかを確認できるシステムを考慮しており、これと並行して処分歴を公開する模様である。行政処分とそれに伴う再教育の義務を果たせば処分に関する情報は公開されない。

おわりに：

今更言うまでもないことであるが、医師の資質向上と医療の安全性の向上は、行政処分のみで達成はされない。厚労省で行っている医療安全のための施策、医師会の資質向上、安全に関する種々の施策とそれに参加することなどが重要である。

(政策部担当理事 青木 伸)